平成２２年（フ）第４１０号
茨城県下妻市砂沼新田51番地１　サンレイク青木Ａ―102、前住所茨城県下妻市大字小島1174番地
債務者　大久保俊克
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１８号
茨城県古河市関戸1053番地１　関アパート
債務者　松林　茂雄
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２０号
茨城県筑西市岡芹957番地
債務者　矢口えい子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２１号
茨城県筑西市岡芹957番地
債務者　矢口　博一
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０４号
埼玉県熊谷市上之754番地17
債務者　内田　良洋
１　決定年月日時　平成23年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６７号
千葉県館山市北条1890番地の２
債務者　川﨑　友司
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第６８号
千葉県館山市北条1890番地の２
債務者　川﨑　好子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３号
三重県松阪市大津町831番地
債務者　芝谷　多子
１　決定年月日時　平成23年１月17日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３６号
兵庫県加西市北条町西高室489番地　市営住宅清水団地３―16
債務者　玉田さち子
１　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３１８３号
福岡市博多区吉塚５丁目７番37―307号
債務者　中村　秀昭
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８４号
福岡市博多区吉塚５丁目７番37―307号
債務者　中村多惠子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９７号
福岡市博多区諸岡３丁目６番11―905号
債務者　山口　　学
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９８号
福岡市博多区諸岡３丁目６番11―905号
債務者　山口八重子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３９号
福岡県春日市春日原北町２丁目20番地９ノース春日原302号
債務者　佐藤奈緒美
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８１号
福岡県宗像市日の里７丁目22番地15
債務者　青木　文雄
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８２号
福岡県宗像市日の里７丁目22番地15
債務者　青木　謙介
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９９号
福岡県筑紫野市大字山家5058番地１
債務者　筑紫　文子
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３０号
福岡県大野城市上大利３丁目７番32号　リバーハイツ103号
債務者　内山　常彦
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６４号
福岡市城南区神松寺２丁目13番12―301号
債務者　大迫　仁志
１　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部